

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容		かかしの里利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		かかしの里条例第9条
処分基準	根拠条項	かかしの里条例第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 かかしの里条例抜粋 (利用承認の取消し等) 第9条 市長は、第5条第1項の許可又は第7条第2項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可若しくは承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。 (1) この条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 利用目的以外に利用したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。 2 前項の規定に基づく処分により利用者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。	

